

平成24年度

定期監査結果報告書

(一般会計及び特別会計)

(公営企業会計)

平成25年8月

北海道監査委員

平成24年度 定期監査結果報告書

目 次

第1	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	不適切な会計処理を行っていたもの	6
3	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	9
(1)	支出に係る事項	9
ア	旅費	9
イ	需用費	9
ウ	役務費	10
エ	委託料	10
オ	使用料及び賃借料	10
カ	負担金、補助及び交付金	10
(2)	契約に係る事項	11
ア	委託契約	11
イ	その他の契約	12
(3)	財産に係る事項	13
ア	公有財産	13
イ	物品	14
(4)	工事（技術）に係る事項	14
ア	計画	14
イ	設計	14
ウ	積算	15
4	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの	16
(1)	収入未済額が1億円以上となっているもの	16
(2)	収入未済額が1,000万円以上となっているもの	18
5	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	20
(1)	予算に係る事項	20
(2)	収入に係る事項	20
(3)	支出に係る事項	22
ア	報酬	22
イ	諸手当	22
ウ	賃金	23
エ	報償費	23
オ	旅費	23
カ	需用費	24

キ	役員費	25
ク	使用料及び賃借料	25
ケ	負担金、補助及び交付金	26
(4)	契約に係る事項	28
ア	工事契約	28
イ	委託契約	28
ウ	その他の契約	31
(5)	財産に係る事項	33
ア	公有財産	33
イ	物品	33
(6)	工事（技術）に係る事項	35
ア	計画	35
イ	設計	35
ウ	積算	35
エ	施工	37
オ	事務処理	38
カ	その他	38
6	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	39
7	交通事故等が発生しているもの	40
(1)	公用車の交通事故	40
(2)	その他行政事故等	41
8	その他是正又は改善を求めたもの	41
9	基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様	43

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1	指摘事項等の件数	44
2	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	45
(1)	収入に係る事項	45
(2)	支出に係る事項	45
ア	旅費	45
イ	委託料	45
ウ	使用料及び賃借料	45
(3)	契約に係る事項	46
ア	委託契約	46
イ	その他の契約	46
(4)	財産に係る事項	47
ア	固定資産等	47
イ	物品	47
3	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	47
4	交通事故等が発生しているもの	48
(1)	公用車の交通事故	48
(2)	その他行政事故等	48
5	その他是正又は改善を求めたもの	48
6	基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様	48

第1 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、全429部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成24年11月から平成25年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成25年2月から6月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成24年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 修繕工事の執行について
- ウ 入札の手續について
- エ 契約事務の手續について
- オ 業務委託の執行について
- カ 物品の調達と管理について
- キ 工事（技術）の執行について
- ク 補助金の執行について
- ケ 財産の管理について

(2) 公営企業会計

- ア 病院事業の経営の健全化について
- イ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 全429部局のうち、205部局については実地監査を実施し、224部局については書面監査を実施した。

会 計	監査対象部局名	本 庁	出 先 機 関 等	計	実地監査	書面監査
一般会計及び 特別会計	知 事 部 局	9	45	54	49	5
	各種委員会等事務局	5		5	5	0
	教 育 庁	1	285	286	106	180
	警 察 本 部	1	74	75	36	39
	計	16	404	420	196	224
公営企業会計	知 事 部 局 (病 院 事 業 会 計)	1	7	8	8	0
	企 業 局 〔 電 気 事 業 会 計 及 び 工 業 用 水 道 事 業 会 計 〕	1		1	1	0
	計	2	7	9	9	0
合 計		18	411	429	205	224

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、さらに関係人調査などによって、その内容を確認する方法により実施した。
- また、監査の牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、7部局について実地監査に変更して実施した。
- なお、定期監査実施前において、実地監査4部局の17出先機関等については、予備監査を実施した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、本報告書では、指摘事項については、部局名（関連する部局名を含む。）を記載することとし、検討事項については、制度等の改善の検討を求めた本庁担当部及び必要に応じ監査の過程で確認した部局名を記載することとした。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成22年度から平成24年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24
予 算	10	9	1	6	3	1	1			17	12	2
収 入	19	13	12	24	23	13	1	1		44	37	25
支 出	42	12	32	76	52	45	5	2	5	123	66	82
契 約	44	37	29	58	43	40	3	2	6	105	82	75
財 産	7	18	9	40	29	20	3	2	4	50	49	33
工事(技術)	14	4	6	51	39	39	2	2	1	67	45	46
経 営 管 理	1	1	1							1	1	1
そ の 他	20	23	16	48	35	20		1	1	68	59	37
計	157	117	106	303	224	178	15	10	17	475	351	301

(2) 平成24年度の件数内訳

監査の結果、一般会計及び特別会計に係る420部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認めた部局は354部局、是正又は改善を求めた部局は66部局であり、予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
予 算	1	1		2
収 入	12	13		25
支 出	32	45	5	82
報酬	1	1	1	3
諸手当	2	15	1	18
賃金		1		1
報償費	1			1
旅費	1	7		8
需用費	7	6		13
役務費	4	2		6
委託料		3		3
使用料及び賃借料	3	5		8
負担金、補助及び交付金	13	5	3	21
契 約	29	40	6	75
工事契約	3	1		4
委託契約	20	29	3	52
その他の契約	6	10	3	19
財 産	9	20	4	33
公有財産		5	3	8
物品	9	15	1	25
工事(技術)	6	39	1	46
計画	1	1		2
設計	1	3		4
積算	3	19		22
施工	1	3		4
事務処理		8		8
その他		5	1	6
経営管理	1			1
その他	16	20	1	37
計	106	178	17	301

(3) 指摘事項に係る部局別の件数

ア 知事部局

知事が所管する54部局のうち、是正又は改善を求めた指摘事項のある28部局に係る予算等の項目ごとの内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指 摘 事 項								
	予算	収入	支出	契約	財産	工事 (技術)	経営 管理	その他	計
総務部		1							1
環境生活部			1						1
保健福祉部	1	1	3					2	7
経済部		1	2	1					4
農政部			1				1		2
水産林務部		1		1					2
建設部		2		2					4
出納局			1	1					2
空知総合振興局			1	1	2	1		1	6
石狩振興局			1					1	2
後志総合振興局						1			1
胆振総合振興局			4		1				5
日高振興局				1					1
渡島総合振興局			2	3	1				6
檜山振興局			1						1
上川総合振興局			1	1		2		1	5
留萌振興局		1	1	2				1	5
宗谷総合振興局			1						1
オホーツク総合振興局			4	1				3	8
十勝総合振興局			2	2		1		1	6
釧路総合振興局				1	1	1		1	4
根室振興局			1						1
原子力環境センター				1					1
紋別高等看護学院		1							1
旭川肢体不自由児総合療育センター		1							1
北見高等技術専門学院				1					1
苫小牧高等技術専門学院					1				1
漁業研修所		1		1				1	3
計	1	10	27	20	6	6	1	12	83

イ 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局 5 部局について、是正又は改善を求めた指摘事項はなかった。

ウ 教育庁

教育庁が所管する286部局のうち、是正又は改善を求めた指摘事項のある11部局に係る予算等の項目ごとの内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指 摘 事 項								
	予算	収入	支出	契約	財産	工事 (技術)	経営 管理	その他	計
教育庁		1		2				1	4
石狩教育局				1					1
後志教育局			1						1
日高教育局			1	1					2
檜山教育局				1					1
図書館			1						1
近代美術館				1					1
恵庭北高等学校			1						1
石狩翔陽高等学校				1					1
浜頓別高等学校				1					1
礼文高等学校				1					1
計		1	4	9				1	15

エ 警察本部

警察本部が所管する75部局のうち、是正又は改善を求めた指摘事項のある4部局に係る予算等の項目ごとの内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指 摘 事 項								
	予算	収入	支出	契約	財産	工事 (技術)	経営 管理	その他	計
警察本部		1			1			3	5
釧路方面本部			1						1
中央警察署					1				1
西警察署					1				1
計		1	1		3			3	8

【一般会計及び特別会計に係る指摘事項の合計】

(単位：件)

部 局 名	指 摘 事 項								
	予算	収入	支出	契約	財産	工事 (技術)	経営 管理	その他	計
知 事 部 局	1	10	27	20	6	6	1	12	83
各 種 委 員 会 等 事 務 局									—
教 育 庁		1	4	9				1	15
警 察 本 部		1	1		3			3	8
合 計	1	12	32	29	9	6	1	16	106

2 不適切な会計処理を行っていたもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、特に問題があるため、不適切な会計処理を行ったものとして区分した。

- ・ 職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・ 予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

《指摘事項》

(1) 保健福祉部及び5 総合振興局等

ア 保健福祉部

北海道特定不妊治療費補助金において、年度内に申請され受理したものについては、当該年度の補助金として交付決定を行わなければならないが、予算管理を適切に行わなかったことに起因し配当予算が不足したため、交付決定を行う各総合振興局等に対し、翌年度に申請を受理したこととするよう指示した結果、翌年度の補助金として交付決定を行っているものが、10総合振興局等で96件、1,382万6,991円あった。

なお、上記のうち、空知総合振興局ほか4 総合振興局等は当該部局の監査において、次のとおり指摘事項としたものであり、その他5 総合振興局等は、保健福祉部の監査において確認したものである。

イ 空知総合振興局ほか4 総合振興局等

北海道特定不妊治療費補助金の執行において、平成24年度内に申請され受理を行ったものについては、平成24年度の補助金として、交付決定を行わなければならないが、配当予算がないことを理由として平成25年度に受理を行ったとする受理印を押印するなどして、平成25年度の予算により、交付決定を行っているものがあった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
〔保健福祉部の監査において確認したもの〕		
後 志 総 合 振 興 局	7	1,040,387
日 高 振 興 局	1	150,000
上 川 総 合 振 興 局	14	2,069,490
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	12	1,714,041
釧 路 総 合 振 興 局	7	914,719
計	41	5,888,637
〔各部局の監査において指摘事項としたもの〕		
空 知 総 合 振 興 局	4	600,000
石 狩 振 興 局	23	3,325,974
胆 振 総 合 振 興 局	23	3,338,522
渡 島 総 合 振 興 局	4	523,858
檜 山 振 興 局	1	150,000
計	55	7,938,354
合 計	96	13,826,991

(2) 建設部

物品購入、役務の提供、会場借上などの契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、135件、155万5,900円、未払のものが、75件、413万4,410円、計210件、569万310円の不適切な事務処理があった。

(3) 日高教育局

ア 自動車の賃貸借契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、5件、78万7,500円あった。

また、年度当初に自動車の賃貸借契約を5年間の長期継続契約で予定していたが、事務処理を怠り5月分から11月分までを1箇月単位で借り上げたため、不経済な支出となっているものが、7箇月分、39万9,525円相当あった。

イ 物品運送の単価契約において、あらかじめ契約を締結して業務を行わせなければならないが、契約を締結せずに業務を行わせ、契約書を遡及して作成しているものがあった。

また、契約を締結していない期間に行かせた運送代の支払を遅延したものが、5件、13万2,803円あった。

(4) 浜頓別高等学校

物品購入、修繕等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、21件、8万7,210円、これを行い契約はしているものの、支出が遅延しているものなどが、12件、73万8,429円、計33件、82万5,639円の不適切な事務処理があった。

なお、その内訳は、次のとおり。

① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの	17件	60,653円
② 見積金額より低い金額で決定書を作成し、その差額を私費で支払っているもの	2件	2,409円
③ 決定書を作成せずに修繕工事を発注し、事後において修繕物品を購入したとして決定書を作成しているもの	1件	5,670円
④ 決定書を作成せずに発注し、年度を超えて決定書を作成しているもの	1件	18,478円
⑤ 支出が遅延しているもの	11件	483,279円
⑥ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の請求年月日の書換えを指示し、再度請求書を提出させているもの	1件	255,150円

さらに、物品の購入において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書の所定の欄に検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、事実と異なる日付を記載しているものがあった。

(5) 礼文高等学校

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書等を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成23年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものが、5件、19万4,090円、決定書等の作成などは行っているものの、支出が遅延しているものや請求書を再提出させているものなどが、平成22年度から平成24年度までの期間において、60件、60万1,367円、計65件、79万5,457円の不適切な事務処理があった。

なお、その内訳は、次のとおり。

① 決定書を作成せずに契約し、私費で支払っているもの	5件	194,090円
② 支出が遅延しているもの	18件	331,993円
③ 適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方に請求書の再提出を指示し、再度請求書を提出させているもの	7件	40,874円
④ 契約の相手方に対し、請求書の請求年月日を未記入にすることなどを指示しているもの	31件	157,059円
⑤ 納品書が添付されていないもの	2件	890円
⑥ 請求年月日の記載のない請求書に、收受印が押印されていないもの	2件	70,551円

3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、近年、行財政改革による効率的な行財政の執行が求められており、また、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、**経済性、効率性及び有効性**の視点から是正又は改善を求めたものとして区分した。

- ・ 事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔**経済性**〕
- ・ 実施した事務事業において、コストに見合う成果（最少のコストで最大の効果）が上がっていないもの〔**効率性**〕
- ・ 実施した事務事業において、成果が上がっていないもの〔**有効性**〕

(1) 支出に係る事項

ア 旅費

《指導事項》

旅費の執行において、旅行日程の短縮と旅費の経済性を考慮し、早期予約割引による安価な料金の航空機利用を予定した用務日程としていたが、旅行命令及び航空機の予約を適期に行わなかったことから、当該割引の適用を受けることができず、割高な料金の航空機を利用したため、不経済な支出となっているものがあった。

イ 需用費

《指摘事項》

(7) 需用費の執行において、定期刊行物として日刊紙を購入しているが、購入に当たっては、購入目的、部数等を検討の上、必要最小限とし、必要性については随時見直しを行うこととされているが、十分な検討や見直しを行わず購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、22万6,800円あった。

(後志教育局)

(4) 洗車機に係る電力会社との電気供給契約において、洗車機の設置場所を変更したことに伴い、使用しなくなる変更前の洗車機用の低電圧供給契約を廃止する必要があったが、これを行わず電気料金を支払っていたことから、不経済な支出となっているものが、1件、12万7,764円あった。

(根室振興局)

(5) パソコンの修繕に係る需用費の執行において、入替えが予定されているパソコンが故障した際、代替可能な遊休パソコンの有無などの確認を十分に行わず修繕したことから、不経済な支出となっているものが、1件、7万350円あった。

(胆振総合振興局)

《指導事項》

(7) 道路等の照明ランプに係る電力会社との電気供給契約において、道路照明ランプを消費電力の少ない規格のものに交換した際は、電気供給契約の契約容量を変更しなければならないが、契約容量の変更を行わず電気料金を支払っているものや、契約容量の変更手続は行っているが、手続後の契約容量の確認を行わず電気料金を支払っているものがあったことから、不経済な支出となっているものがあった。

(4) 受験票用紙の購入において、使用期限があるにもかかわらず必要以上に購入したことから、不経済な支出となっているものがあった。

ウ 役務費

《指導事項》

役務費の執行において、一括して物品の託送業務単価契約を締結しているが、当該契約を利用することが可能であったにもかかわらず、契約業者とは別の業者にて託送を依頼したことから、不経済な支出となっているものがあつた。

エ 委託料

《指導事項》

(7) 委託料の概算払については、提出された事業計画書や資金収支計画書などを勘案し適切な時期に支出を行う必要があるが、委託事業の進捗状況や実際の資金需要などを把握せずに概算払を行ったことから、受託者において遊休資金が生じているものがあつた。

(4) 委託料の概算払において、適切な時期に必要とする金額を支払うべきところ、遊休資金の生じる資金収支計画を認め、これに基づき委託料の概算払を行ったことから、受託者において計画以上の遊休資金が生じているものがあつた。

(ウ) 道立学校ボイラー等管理委託業務の執行において、6月から9月の間は特定期間として、原則、ボイラーの運転業務を不要としているほか、夏期間と冬期間では業務の時間が異なっているため、業務量の実績に合わせて委託料の支出を行う必要があるが、毎月の支出額が定額払いとなっているものがあつた。

オ 使用料及び賃借料

《指導事項》

(7) 日本放送協会との放送受信契約において、同一敷地内に設置した受信機の放送受信料については、原則、1件を除外した残りのそれぞれについて、その半額を減じて支払う契約とすることが可能であったが、これを行わず放送受信料を支払っていたことから、不経済な支出となっているものがあつた。

(4) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行において、会議の開催準備が不十分であったため、会議の開催を中止したにもかかわらず、使用しない会場の使用料を支払っていたことから、不経済な支出となっているものがあつた。

カ 負担金、補助及び交付金

《指導事項》

子育て支援対策事業費補助金の執行において、冷房を目的とするエアコンの設置を冬期間に行う事業を補助の対象としているものがあつた。

《検討事項》

障害者自立支援対策推進費補助金の執行において、法定耐用年数を大きく超えた中古備品の購入経費を補助対象経費として、補助金を交付しているものがあるが、取得価格の妥当性や補助の有効性等が明らかとなっていないことから、中古備品の購入を補助対象事業とする場合の制度のあり方について、検討する必要がある。

(保健福祉部に対する検討事項)

(2) 契約に係る事項

ア 委託契約

《指摘事項》

- (7) 清掃業務委託契約において、積算基準で定めた一般管理費率等を特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから予定価格が過大となり、結果として最低制限価格を高く設定したため、落札者とすべき者を失格としたことにより、契約金額が割高となっているものが、1件、47万2,500円あった。
(近代美術館)
- (イ) 電話交換設備保守点検業務委託において、点検の必要性が認められない庁舎内すべての電話機の点検を業務に含めたため、不経済な支出となっているものが、1件、31万5,000円相当あった。
(釧路総合振興局)
- (ウ) 養護学校の一般廃棄物収集運搬処理業務において、ゴミストッカーを設置し、塵芥収集車により収集運搬する方法が可能であるにもかかわらず、専用回収箱を設置させ、クレーン車を用いて当該箱ごと回収する方法によっていたため、不経済な支出となっているものが、1件、9万7,400円相当あった。
(檜山教育局)
- (エ) 庁舎清掃業務委託契約において、日常的に使用していないシャワー室等を毎日清掃することとしているなど、業務内容が使用実態とかい離しているため、不経済な支出となっているものが、1件、9万300円相当あった。
(原子力環境センター)

《指導事項》

- (7) 農協経営健全化支援システムに係る運用保守委託業務の執行において、積算上、年間の保守点検の回数を計66回としていたが、実績報告書では、計37回で運用保守業務を完了しており、実績業務量が積算業務量を大幅に下回っているものがあった。
- (イ) 委託契約において、積算基準で定めた一般管理費率等を特段の理由もなくすべて最高値を用いて積算したことから、契約金額が割高となっているものがあった。
- (ウ) 庁舎等清掃業務委託契約において、積算基準で定めた一般管理費率等を特段の理由もなく最低値を用いず積算したことや清掃をする必要のない室を含めたことから、契約金額が割高となっているものがあった。
- (エ) 海岸保全区域附帯施設点検整備委託業務において、毎月の点検調査で不良箇所が生じていることが継続して報告されていたが、長期間改修、調整等の措置を講じておらず、委託に係る成果を活用していないものがあった。
- (オ) 自家用電気工作物保安業務委託において、月次点検で補修整備を要するとの報告を受託者から受けていたが長期間補修の措置を講じておらず、委託に係る成果を活用していないものがあった。

《検討事項》

道立学校警備業務委託の執行において、警備業務は週休日等に部活動や講習等で校舎を使用する際の学校管理を行うことを主な目的として実施しているが、部活動等が行われていない週休日等についても警備業務が行われているほか、警備が開始される前に部活動が行われているものや警備が終了した後まで部活動が行われているものなど、警備業務の必要性等が明らかとなっていないことから、委託業務の適切な執行方法等について、検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

イ その他の契約

《検討事項》

(7) 公用車のリース契約において、耐用年数6年の車両を3年リースにより新車に更新しているが、同一の車両を6年間リースする場合と比較すると、予定価格の総額は過大となると認められることから、公用車の借上げに当たっては、年間の走行距離等を勘案の上、借上期間の妥当性や再リースの可否等について、検討する必要がある。

(総務部に対する検討事項)

(イ) 耕地出張所等に係る用地借上料の執行において、借受先である市町からの請求金額のみに基づいて契約を締結しており、算定根拠や減免の可否等について確認を行っていないものがあることから、適切な借上料の決定について、検討する必要がある。

(農政部に対する検討事項)

(ウ) 固定電話料金については、各学校毎に一括請求が行われているが、各教育局における一括請求方式に変更することにより、基本料がさらに割引かれることから、適切な支出方法について、検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

(3) 財産に係る事項

ア 公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、インターネットを利用した売却や大規模画地を戸建用に分筆した売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。

・ 平成24年度処分面積（公宅跡地売却等）	50,675㎡
・ 平成25年3月末未利用地面積	2,759,564㎡

《検討事項》

(7) 知事部局が所管する職員公宅については、「職員公宅ストック活用計画」や「職員公宅のあり方について」を策定し、その削減や有効活用などに取り組んでいるが、職員数の減少や建物の老朽化などに伴い、入居停止や空き室となっているものが相当数あり、これらの中には、落雪による物損事故が発生しているものや廃屋状態であるため防犯上の措置が必要と考えられるものもある。

「職員公宅ストック活用計画」においては、処分について検討を要する職員公宅は868戸となっており、今後もその増加が予想されるが、平成24年度における処分戸数は64戸に止まり、必ずしもその処分は進んでいない状況にあることから、建物の状態や地域事情を踏まえ、建物とその敷地の一体的な処分や建物の解体により生じる土地の処分の促進などについて、検討する必要がある。

(総務部に対する検討事項)

(単位：戸)

区 分	建設戸数 A	入居停止戸数 B	管理戸数 C=A-B	空き戸数 D	空き公宅率 E=D/C	未稼働率 F=(B+D)/A
世帯用公宅	8,104	595	7,509	1,114	14.8%	21.1%
独身寮	984	116	868	205	23.6%	32.6%
合 計	9,088	711	8,377	1,319	15.7%	22.3%

(イ) 教育庁が所管する教職員住宅については、少子化に伴う道立学校の統廃合や教職員の減少により、多数の住宅が入居停止や未入居の状況にあり、市町村立学校教員等への貸与や市町村への譲渡など、未入居住宅の解消に努めているが、教職員住宅の有効活用の方策や処分等に関する方針を策定するなど、今後の教職員住宅のあり方について、検討する必要がある。(教育庁に対する検討事項)

(単位：戸)

区 分	建設戸数 A	入居停止戸数 B	管理戸数 C=A-B	空き戸数 D	空き公宅率 E=D/C	未稼働率 F=(B+D)/A
各教育局管内公宅	6,354	339	6,015	1,342	22.3%	26.5%
本庁職員公宅	206	53	153	40	26.1%	45.1%
合 計	6,560	392	6,168	1,382	22.4%	27.0%

イ 物品

《指摘事項》

物品の管理において、資材搬送などのため貨物自動車を配置しているが、数年間にわたり使用する日数や時間数が少ない運行実態であることや他の車両の代替が可能であったにもかかわらず、当該車両の管理換などを検討することなく定期検査を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1台、8万4,590円あった。

(苫小牧高等技術専門学院)

《指導事項》

物品の購入において、当該購入の必要数量について十分検討せずに購入したことから、未使用となった物品が生じ、不経済な支出となっているものがあつた。

《検討事項》

畑地かんがい推進モデルほ場設置事業の執行において、自走型散水機を長期継続契約により借り上げているが、同散水機は事業開始時に購入することも可能であり、購入する場合と比較し、借上料が1,578万円相当、不経済となっていると認められることから、今後、散水機を新たに導入する場合にあっては、借上料と購入費の経費の比較を行うなど、適切な調達方法について、検討する必要がある。

(農政部に対する検討事項)

(4) 工事（技術）に係る事項

ア 計画

《指導事項》

河川改修工事等において、掘削した土砂を流用して築堤を計画するに当たり、堤体材料は締め固めの効果を十分に発揮するために、最大粒径が10～15cm以下で、細粒分の土粒子が15%以上であるものを選定して用いることが望ましいため、堤体材料の選定における事前の土質調査を十分に行う必要があるが、これを行っていないものがあつた。

イ 設計

《指導事項》

(7) 農地整備工事において、用水路を改修する設計に当たり、水路の幅を改修前と同じ上幅が1.8mのコンクリート製水路で設計しているが、流下能力が確保できて、より経済的な1.7m幅のコンクリート製水路で設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。

(イ) 道路改良工事において、橋梁下部工の基礎杭の設計に当たり、荷重条件により、右岸側の橋台については、直径1.0mの杭を8本使用する設計としていたが、直径1.2mの杭を6本を使用することにより、経済的な設計が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。

(ウ) 草地整備工事において、電気牧柵の主力柱の設計変更に当たり、概数とした主力柱の本数は、草地整地後の平面形状や起伏状況を十分確認して決定しなければならないが、十分な確認を行わず決定したことから、必要以上の本数で設計変更を行い、設計金額が過大となっているものがあつた。

ウ 積算

《指導事項》

(7) 治山工事において、抑止杭^{注)}の積算に当たり、仮設足場を設置、撤去する施工費は、施工現場までの搬入路が急なため、ホイール型クレーンの使用が不可能なことから、人力施工による歩掛りで積算していたが、やぐらの設置、撤去で計上しているクローラ型クレーンにより施工する歩掛りで積算することが可能であり、設計金額が過大となっているものがあつた。

注) 抑止杭とは、地下深くの堅固な地盤と表層土塊をつなぎ、地すべり地を固定する杭のこと。

(イ) 防雪柵工事において、基礎ブロックの積算に当たり、全数を現場打ちコンクリート基礎として積算していたが、防寒費を計上した基礎ブロックについては、防寒費を必要としない工場製品とすることで経済的な積算が可能であることから、設計金額が過大となっているものがあつた。

(ウ) 道路工事において、歩道の路面排水工の積算に当たり、公園などが隣接して車両の出入りが無い箇所の排水溝の蓋は、輪荷重が作用しない場所に用いる蓋の単価で積算しなければならないが、輪荷重が作用する蓋の単価で積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。

また、歩道下部の縦断排水工の積算に当たり、管種を鉄筋コンクリート管としていたが、コンクリート基礎を不要とするコンクリート高圧管を用いることで経済的な積算が可能となることから、設計金額が過大となっているものがあつた。

(エ) 道路防災工事において、崩落が懸念される斜面の岩塊を除去するに当たり、小割りした岩塊を斜面運搬用のモノレールで下方へ運搬する積算としていたが、仮設昇降階段を使用した人力運搬が可能であり、設計金額が過大となっているものがあつた。

4 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっており、滞納の実態に応じた適切な措置を要する事案については、収入確保の視点から是正又は改善を求めたものとして区分した。

《指摘事項》

(1) 収入未済額が1億円以上となっているもの

【道税収入】

道税収入においては、「道税確保特別対策本部」を設置し収入確保に取り組んでおり、特に個人道民税、自動車税を重点税目とし、個人道民税については、道と市町村による一斉催告の実施や共同訪問徴収などによる徴収対策の強化、自動車税については、幹部職員による企業訪問、コンビニ納税、預貯金・給与・動産等の積極的な差押えを実施するなど、徴収対策の強化に努めたこともあり、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている状況にある。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、適正、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、これまで以上に、自主納税の促進と滞納の実態に即した、適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	524,143,104	502,947,981	2,088,745	19,106,378	96.0
H23	516,445,815	494,690,222	1,803,069	19,952,524	95.8

【税外諸収入】

税外諸収入については、平成23年度に実施した『税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について』の行政監査の結果を踏まえ監査を実施した。

ア 母子福祉貸付金収入等

母子・寡婦・遺児・看護職員等に対する貸付金に係る貸付金収入及び児童保護措置費徴収金などについては、依然として収入未済額が多額となっており、一部の収入金においては、夜間催告などの滞納整理事務が十分に行われているとは認められないことから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(保健福祉部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	4,287,026	1,352,387	179,388	2,755,251	31.5
H23	4,212,413	1,271,238	136,063	2,805,112	30.2

イ 中小企業高度化資金貸付金収入等

中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、延滞債権に係る管理回収業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっており、債務者に対する状況把握等が行われていないものがあるなど改善が必要な事項もあることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（経済部）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	10,371,713	1,062,524	0	9,309,189	10.2
H23	11,232,272	1,956,036	168,588	9,107,648	17.4

ウ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等

林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、債権管理強化期間を設定して行う訪問徴収や電話等による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（水産林務部）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	539,176	202,126	3,087	333,963	37.5
H23	607,973	243,018	13,274	351,681	40.0

エ 道営住宅使用料収入等

道営住宅使用料収入等については、収納強化月間を設定して行う訪問徴収や退去者に係る未収金収納業務の外部委託などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（建設部）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	6,135,354	5,403,083	66,268	666,003	88.1
H23	6,185,076	5,418,855	40,610	725,611	87.6

オ 土地区画整理事業資金貸付金収入

土地区画整理事業資金貸付金収入については、債務者や連帯保証人に対する訪問による催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。（建設部）

（単位：千円、％）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	278,505	4,159	0	274,346	1.5
H23	280,900	2,395	0	278,505	0.9

カ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

公立高等学校奨学資金貸付金に係る貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る返還金については、借受者等への文書による催告のほか、必要に応じて行う電話による催告や連帯保証人への催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっており、収納目標の設定や滞納整理方針等を早期に策定するなど改善が必要な事項もあることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(教育庁)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	159,642	32,963	0	126,679	20.6
H23	162,251	37,840	672	123,739	23.3

キ 放置違反金収入^{注)}

放置違反金収入については、訪問徴収や電話等による催告、預貯金の差押えなどの滞納処分に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	909,151	555,275	23,322	330,554	61.1
H23	1,010,755	646,780	9,840	354,135	64.0

注) 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の使用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。

《指導事項》

(2) 収入未済額が1,000万円以上となっているもの

【税外諸収入】

ア 農業改良資金貸付金収入等

農業改良資金貸付金に係る貸付金収入等については、借受者への面談・指導や連帯保証人への催告などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	493,401	430,026	0	63,375	87.2
H23	573,280	508,767	0	64,513	88.7

イ 堤塘使用料 注)

堤塘使用料収入については、滞納整理事務に係る研修による職員の徴収技術向上などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	457,287	381,179	6,737	69,371	83.4
H23	534,949	451,284	6,578	77,087	84.4

注) 堤塘使用料とは、河川敷地の貸付等使用料のこと。

ウ 高等学校授業料 注)

高等学校授業料収入については、教育局及び道立学校において未納対策事務取扱要領に基づく催告を行うほか、未納者の状況調査などに取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H24	69,139	30,785	114	38,240	44.5
H23	76,735	36,788	56	39,891	47.9

注) 高等学校授業料は、平成22年度以降、専攻科を除き無償化されている。

【平成24年度 税外諸収入の合計】

(単位：千円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
母子福祉貸付金収入等	4,287,026	1,352,387	179,388	2,755,251	31.5
中小企業高度化資金貸付金収入等	10,371,713	1,062,524	0	9,309,189	10.2
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	539,176	202,126	3,087	333,963	37.5
道営住宅使用料収入等	6,135,354	5,403,083	66,268	666,003	88.1
土地区画整理事業資金貸付金収入	278,505	4,159	0	274,346	1.5
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	159,642	32,963	0	126,679	20.6
放置違反金収入	909,151	555,275	23,322	330,554	61.1
農業改良資金貸付金収入等	493,401	430,026	0	63,375	87.2
堤塘使用料	457,287	381,179	6,737	69,371	83.4
高等学校授業料	69,139	30,785	114	38,240	44.5
税外諸収入 合計	23,700,394	9,454,507	278,916	13,966,971	39.9

※ 本表は、平成24年度定期監査において、指摘事項及び指導事項となった税外諸収入のみ集計したものである。

5 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理が行われているかなどの視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などについては、合规性の視点から是正又は改善を求めたものとして区分し、予算等の項目ごとに分類した。

(1) 予算に係る事項

《指摘事項》

平成24年度児童手当道費負担金の支出において、予算管理に適切を欠き、必要以上の減額補正を行った結果、予算に多額の不足を生じ、市町村への負担金を翌年度の予算から支出しているものが、8億2,502万8,610円あった。(保健福祉部)

《指導事項》

病院庁舎敷地内除雪において、除雪車を運転手付きで借り上げ、除雪を行わせる場合には、使用料及び賃借料で予算執行することとされているが、役務費により執行しているものがあった。

(2) 収入に係る事項

《指摘事項》

ア 研修受講料及び宿泊施設使用料の徴収について、研修受講者に納入通知書を送付せず、研修所において保管するとともに、諸徴収金のために設けた研修所職員名義の預金口座に研修受講料等を振り込ませ、職員が当該口座から払戻しを行った上、保管している納入通知書により指定金融機関等に納入し、当該日に納付があったものとして領収証書を交付しているものが、84件、225万5,200円あった。
(漁業研修所)

イ 公宅料の徴収において、算定基礎となる建物の構造について、コンクリートブロック造の建物を木造と算定したため、徴収すべき額が不足しているものが、5名分、105万7,420円あった。
また、調定は、毎月末日までに納付が行われるように納入期限を指定しなければならないが、末日を超えて指定しているものがあった。
(留萌振興局)

ウ 看護学院の授業料については、申請時に前年分の証明書類により免除を決定した場合には、申請した年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を提出させる必要があるが、これを行っていなかった。
また、免除に該当しないのに免除しているものが、1名分、11万8,800円あった。
(紋別高等看護学院)

エ 肢体不自由児施設診療料等の滞納整理に当たっては、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の実態を把握し、それぞれの債務者に応じた措置を講ずることとされているが、長期間にわたって催告などの事務処理を行っていなかった。
(旭川肢体不自由児総合療育センター)

《指導事項》

- ア 法人道民税並びに法人事業税及び地方法人特別税について、予定申告時の納税額が確定申告時の額を上回る場合は、還付額と合わせて還付加算金を納税者に支払うこととなるが、その事務処理において、地方税法施行令の改正による電算プログラムの修正指示を誤り、正しい還付加算金の支払に1年近くを要しているものがあつた。
- イ 北海道建設工事紛争審査会に対する調停申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、申請書に収入印紙がちょう付されているにもかかわらず、これを受理しているものがあつた。
- ウ 道路占用料の徴収において、平成22年度に生じた過誤納について、平成24年度に還付を行っているものがあつた。
- エ 海岸保全区域内等の占用許可に伴う占用料について、納付義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあつた。
- オ 漁港占用料については、当該占用の許可をした日から20日以内に納入通知書により納付させなければならないが、調定や納入義務者への通知手続が遅延しているものがあつた。
- カ 海岸占用料について、歳入を徴収しようとするときは、調定書により調定をしなければならないが、これを行わないまま納入通知書を納入義務者に送付しているものがあつた。
- キ 河川区域内の占用許可に係る占用料については、河川法施行条例等に基づき算定しなければならないが、これと異なる算定を行ったことから、占用料が過少となっているものがあつた。
- ク 技術専門学院授業料収入において、滞納金を分割して納付された場合の延滞金については、滞納金が納入された時点で確定させ、その都度納付書を送付して徴収することとされているが、滞納金の全額が納入されてから、分割納付ごとの延滞金額を合算した納付書を送付して徴収しているものがあつた。
- ケ 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、現金払込書を添え、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、これを超えて払込みを行っているものがあつた。
- コ 電話料収入については、納入通知書を発した日の属する年度の会計年度としなければならないが、平成24年度に調定したにもかかわらず、平成23年度の会計年度としたものや平成25年度に調定したにもかかわらず、平成24年度の会計年度としたものがあつた。

(3) 支出に係る事項

ア 報酬

《指摘事項》

報酬の支給において、嘱託医の任用については、辞令を交付して行うこととされているが、任用決定をせずに業務を行わせ、報酬を支給しているものが、3名分、32万5,680円あった。(宗谷総合振興局)

《指導事項》

健康管理医に係る報酬の支給において、健康管理医が職務を行ったときは、その結果を記録票に記載するとともに実績簿を作成し、毎月の執務実績を確認の上、支給することとされているが、これらを作成せず支給しているものがあった。

《検討事項》

特別職非常勤職員である産業医の報酬の支給において、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視しなければならないこととされているが、職場巡視が行われずに電話による助言のみで報酬が支給されている場合があることから、産業医の適切な執務の内容やその取扱いについて、明らかとするよう検討する必要がある。(教育庁に対する検討事項)

イ 諸手当

《指摘事項》

(7) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものや、1箇月の時間外勤務時間数の集計を誤ったことから、過払いとなっているものが、4名分、1万7,345円あった。

また、時間外勤務時間数が1箇月60時間を超えた場合の支給率を誤ったことから、未支給となっているものが、6名分、13万7,102円あった。(経済部)

(4) 時間外勤務手当の支給において、支給割合を誤ったことなどから、過払いになっているものが、23名分、2万9,981円、未支給となっているものが、5名分、9,749円あった。

また、休日勤務手当を支給すべきところを時間外勤務手当を支給しているものが、2名分、2万2,376円あった。(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

(7) 時間外勤務手当等の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものや、時間外勤務時間数の集計や命令時間を誤ったことなどから、過払い又は未支給となっているものがあった。

(4) 寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更届け出の提出があったにもかかわらず、認定処理を行っていなかったことから、未支給となっているものがあった。

(5) 農林漁業普及指導手当の支給において、1箇月の間で普及事務に従事した日数等が、当該月における勤務を要する日の合計の2分の1以上とならない場合は、支給を停止しなければならないが、この手当の一時停止報告を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

- (I) 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件を誤ったことから、過払い又は未支給となっているものがあった。

また、教員特殊業務手当については、教員が週休日等に、国等が開催する対外運動競技等に生徒を引率して行う指導業務に8時間程度従事した場合や、学校の管理下で行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとされ、従事した業務内容ごとに1日当たりの支給額が定められているが、支給要件を誤ったことから、過払いとなっているものがあった。

《検討事項》

職員手当については、毎年1月を確認日として、扶養状況等報告書により事後確認を行うこととされ、住居手当の支給を受けている職員については、その者が支給要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時、確認しなければならないが、教職員事務センターの当該確認においては、父母又は配偶者の父母の所有する住宅を借り受けて、当該住居に居住している職員の場合のみ、家賃の支払領収書の写しなどの証明書類を提出させる取扱いとなっており、十分な事後確認とは認められないことから、適切な事後確認を検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

ウ 賃金

《指導事項》

賃金の支給において、配偶者を有しない職員であるにもかかわらず、配偶者を有する者として扶養手当支給のシステム登録を行ったことから、過払いとなっているものがあった。

エ 報償費

《指摘事項》

福祉教育アドバイザー派遣事業に係る報償費などの執行において、福祉教育アドバイザーに委嘱しないまま派遣した者に対して、報償費などを支出しているものが、24名分、80万6,073円あった。

(保健福祉部)

オ 旅費

《指摘事項》

赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料等の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円あった。

(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

- (7) 航空機を利用する旅行において、他の職員が購入した航空券を使用して旅行し、旅費請求書には、当該航空券を購入した職員の氏名が記載された搭乗券及び航空賃の領収書を添付しているものがあった。

- (4) 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、その支払を証明するに足りる書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び搭乗券、航空会社が発行する搭乗証明書又は搭乗レシート等を添付することとされているが、搭乗券等を添付していないものがあった。

- (ウ) 航空機を利用するパック旅行において、旅費請求書には、パック旅行料金の支払を証明するに足りる書類として、現に支払ったパック旅行料金に係る領収書及び航空機の搭乗券を添付することとされているが、領収書を添付していないものがあった。
- (エ) 費用弁償の執行において、議員が議会、委員会の招集に応じたときは、その往復の旅行に対し、交通費、日当等の費用を弁償することとしているが、委員会に引き続き政務調査活動を行い、その活動に伴う交通費を政務調査費から充当している議員に対して、復路分の費用を弁償したことから、過払いとなっているものがあった。
- (オ) スクールカウンセラーに係る旅費の支給において、旅行者から旅費請求書の提出があったが、長期間支払手続を行わなかったことから、未支給となっているものがあった。

カ 需用費

《指摘事項》

- (7) 物品修繕等の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品修繕等決定書を作成しているものが、2件、19万2,790円あった。
(オホーツク総合振興局)
- (イ) 物品購入代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、12万120円あった。 (出納局)
※ 本事例については、前年度定期監査において、同様の事例が指導事項となっていたが、改善が図られていないため、指摘事項とした。
- (ウ) 物品の購入契約等を行う場合においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、3件、10万8,780円あった。 (図書館)
- (エ) 物品購入代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支払を行わず、請求月日の記載のない請求書に事実と異なる收受月日を押印することにより、期限までに支払を行ったとしているものが、1件、1万5,180円あった。 (十勝総合振興局)

《指導事項》

物品購入代金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものがあった。

キ 役務費

《指摘事項》

- (7) 見学旅行引率に伴う旅行企画料及び施設入場料に係る契約において、支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の内容を明らかにした決定書によって行わなければならないが、これを行っていないものが、2件、4万2,400円あった。(恵庭北高等学校)
- (4) 物品修繕の契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に物品修繕等決定書を作成しているものが、1件、1万8,900円あった。(経済部)
- (9) 役務費を執行しようとする場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、その都度、支出負担行為をしなければならないが、血液検査の依頼に係る支出負担行為について、対象者の人数や検査料が未定のまま、1箇月分の予定額を支出負担行為として事前に決定を行っていた。(留萌振興局)
- (1) 役務費を執行しようとする場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後に、事実と異なる日に発注や履行があったものとして、決定書を作成しているものがあった。(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

電話料の支出については、電話会社が指定する支払期限までに支払わなければならないが、支出を遅延しているものがあった。

ク 使用料及び賃借料

《指摘事項》

- (7) 土地の賃貸借契約において、契約期間を更新するときは、当該支出負担行為の内容を明らかにした決定書によって行わなければならないが、これを行っていないものが、1件、69万5,788円あった。(釧路方面本部)
- (4) 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万6,960円あった。(環境生活部)

《指導事項》

職員公宅の借上げにおいて、賃貸借料は建物賃貸借契約に基づき、建物所有者の請求によることなく、3箇月分をまとめて年4回支払うこととされているが、5月中に支払わなければならない第1回の賃貸借料の支出が遅延しているものがあった。

ケ 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

- (7) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金において、社会福祉施設等に勤務する職員が産前産後休暇等のため、その職務を臨時的に任用した代替職員に行わせた場合、その費用に対し補助することとしているが、代替職員として認められない職員を対象職員として、補助金を過大に交付決定しているものが、4部局で4件、169万5,157円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
胆 振 総 合 振 興 局	1	418,190
渡 島 総 合 振 興 局	1	465,310
上 川 総 合 振 興 局	1	441,750
十 勝 総 合 振 興 局	1	369,907
計	4	1,695,157

- (4) 平成24年度の広域場間場外発売情報提供協力負担金等の支出については、当該年度末までに請求書又は支出負担行為の決定に必要な書類等の提出を受けて、支出負担行為を行わなければならないが、これを行っていないものが、2件、39万1,550円あった。

(農政部)

- (5) 女性医師等就労環境改善緊急対策事業費補助金の執行において、補助金の額は、補助基準額、補助対象経費、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額のいずれか低い額に2分の1を乗じて算定することとされているが、寄付金その他収入額の控除をせずに記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、24万円あった。

(保健福祉部)

- (1) 軽費老人ホーム運営事業費補助金の執行において、補助金額は補助対象経費又は補助基準額のいずれか低い額から事務費本人徴収額を減じて算定することとされているが、補助基準額等が誤って記載された実績報告書により補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、2件、5万6,779円あった。

(胆振総合振興局)

《指導事項》

- (7) 負担金の支出において、協定に基づき所定の期限までに支払うこととなっているが、これを遅延しているものがあった。

- (4) 政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、使途基準に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費、研修費、資料購入費、広聴広報費、事務費、事務所費、人件費の領収書において、使途等の確認を十分に行うことなく、次のような領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。

- ① 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、領収書等添付票の余白に記入することとされている宛名や支出名の記入も行われていないもの
- ② 料金案内通知など領収書等として認められないものを添付しているもの
- ③ 領収書の宛名の記載に間違いがあるものや、第三者が加筆していると認められるもの
- ④ 人件費について、領収書に住所の記載がなく領収書発行者の特定ができないものや、支給明細書に受領印が押印されていないもの

- (ウ) 補助金の額の確定については、実績報告書の提出を受けた後、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る成果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、原則として、実績報告書を受理した日から20日以内に額の確定通知を行わなければならないが、特段の理由もなく、これらの事務が遅延しているものがあった。
- (I) 平成23年度高等学校生徒遠距離通学費等補助金の支払において、平成24年3月に係る補助金額について、平成23年度予算で支出すべきところを事務処理を誤ったことから、平成24年度予算で支出しているものがあった。

《検討事項》

- (7) 社会福祉施設産休等代替職員任用事業費補助金において、社会福祉施設等に勤務する職員が産前産後休暇等のため、その職務を臨時的に任用した代替職員に行わせた場合、その費用に対し補助することとしているが、従前から継続して勤務する職員など代替職員として認められない職員を対象として交付申請の行われたものが、7件、277万2,928円あったことから、制度の趣旨を踏まえた適正な申請と交付決定が行われるよう、補助金交付の適切な取扱いについて、検討する必要がある。
(保健福祉部に対する検討事項)

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
〔保健福祉部の監査において確認したもの〕		
後 志 総 合 振 興 局	1	397,575
釧 路 総 合 振 興 局	2	680,196
計	3	1,077,771
〔各部局の監査において指摘事項としたもの（再掲）〕		
胆 振 総 合 振 興 局	1	418,190
渡 島 総 合 振 興 局	1	465,310
上 川 総 合 振 興 局	1	441,750
十 勝 総 合 振 興 局	1	369,907
計	4	1,695,157
合 計	7	2,772,928

- (イ) 北海道特定不妊治療費助成事業補助金の交付において、助成を受けようとする者は、治療が終了した日の属する年度内に申請することとし、特別な事情により年度内に申請できなかった場合においては、翌年度の5月末日までに申請することができることとされているが、この期限を越えた申請を受理し補助金を交付しているものがあり、事業実施要綱と実際の取扱いが異なっていることから、補助金交付の適切な取扱い方法等について、検討する必要がある。
(保健福祉部に対する検討事項)

(4) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指摘事項》

- (7) 工事請負契約において、設計金額の積算過程における端数処理を誤り、予定価格が過少となったことから、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、253万500円あった。(出納局)
- (イ) 工事請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、45万1,500円相当あった。(留萌振興局)
- (ウ) 小規模治山工事に係る電子入札の執行に当たっては、電子入札システムに予定価格及び最低制限価格の入札書比較価格を入力しなければならないが、誤って消費税及び地方消費税を含めた金額を入力し、落札者とすべき者を失格としたことから、契約金額が割高となっているものが、1件、25万5,150円あった。(日高振興局)

《指導事項》

グラウンド整備工事の指名競争入札の執行に当たり、当該工事の主要な部分が全天候型舗装などの特殊な工種であることから、発注者は入札に参加する者の選考に際し、適正な施工による工事の品質を確保するため、当該特殊な工種に必要な機械器具の保有や施工実績などを確認する必要があるが、この確認を行わずに入札参加者を選考しているものがあった。

イ 委託契約

《指摘事項》

- (7) プロポーザル方式により特定者を選定した随意契約において、予定価格調書の作成や見積書の徴取が必要であったが、これらを行うことなく契約を締結しているものが、1件、992万3,550円あった。(建設部)
- (イ) アイヌ民俗文化財保存・伝承活動事業業務委託契約の平成16年度から平成20年度までの執行において、受託者から提出された収支精算書の審査が不十分であったことから、平成21年度及び平成22年度に受託者から過大に支出した委託料の返還を受けているが、平成24年度においても、同様の理由により、94万5,693円の返還が生じていた。(教育庁)
- (ウ) 庁舎清掃等業務委託契約において、直接物品費等の算定を誤り最低制限価格を高く算定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約額が55万8,810円割高となっていた。(北見高等技術専門学院)

- (エ) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等は、消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものが、3部局で7件、47万6,881円あった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
上 川 総 合 振 興 局	3	118,198
十 勝 総 合 振 興 局	3	87,240
教 育 庁	1	271,443
計	7	476,881

- (オ) 委託契約において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、3部局で3件、36万4,770円相当あった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
渡 島 総 合 振 興 局	1	100,170
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	173,250
漁 業 研 修 所	1	91,350
計	3	364,770

- (カ) 河川の立木伐採委託業務において、保安林内の立木を伐採する場合は、森林法の規定に基づき許可を受けなければならないが、保安林の位置の確認を怠り、許可を受けずに伐採したため、賠償金として、1件、5万7,568円の支出があった。

(空知総合振興局)

- (キ) 委託業務に係る完了検査において、業務完了に伴う委託料を支出負担行為をした年度の予算により支出する場合には、完了検査を当該年度内に行わなければならないが、翌年度に完了検査を行っているものがあった。

(経済部、水産林務部)

- (ク) 広域相談支援体制整備委託に係る事業の執行においては、受託者から提出のあった実績報告書及び収支精算書を審査の上、委託料の額の確定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

(渡島総合振興局)

- (ケ) 河川改修工事施設検討の業務委託契約において、委託期間を延長する場合には、委託期間内に変更契約を行わなければならないが、委託期間の変更を決定していたにもかかわらず、当初の委託期間終了までに、変更契約を行っていないものがあった。

(留萌振興局)

- (コ) タイヤの購入に伴い不用となった廃タイヤの処分に当たっては、法令上、排出事業者である教育局が、自ら産業廃棄物収集運搬業者等と委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないが、タイヤ購入契約の相手方と廃タイヤの処分契約を行い、これらを行わせていた。

(石狩教育局)

- (サ) 地下オイルタンク清掃業務において、清掃業者により集められた産業廃棄物であるスラッジの運搬、処分については、法令上、排出事業者である学校が、自ら産業廃棄物収集運搬業者等と委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないが、清掃業務実施要領を誤って、清掃業者にこれらを行わせていた。
(石狩翔陽高等学校)

《指導事項》

- (7) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、あらかじめ参加資格を定めるときは、暴力団関係事業者等でないことなどを要件として参加資格の審査を行うこととされているが、暴力団関係事業者等でないことを資格要件としていないなど資格審査を適切に行っていないものがあった。
- (イ) 委託契約に係る一般競争入札の資格の公示及び公募型プロポーザル方式の公告において、暴力団関係事業者等でないことや道税を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、暴力団関係事業者等でないことを誓約した書面の提出等を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。
- (ウ) 委託契約において、契約書には、契約の相手方が暴力団関係事業者等に該当するときは、道は契約を解除することができる旨を記載するものとされているが、これを記載していないものがあった。
- (エ) 随意契約に係る契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者である場合は、その納付を免除することができることとなっているが、これらの免除要件に該当することを確認しないまま、契約保証金の納付を免除しているものがあった。
- (オ) 業務委託契約において、契約を締結する場合には契約保証金を納めさせなければならないが、相手方から契約保証金が納付される前に契約を締結しているものがあった。
- (カ) 委託業務の予定価格の積算において、諸経費が含まれている汚水槽清掃に係る単価に、さらに諸経費を加算したため、契約金額が割高となっているものがあった。
- (キ) 消防用設備保守点検業務委託に係る予定価格の積算において、消火器の規格を誤ったため、予定価格が過大となっているものがあった。
- (ク) 委託業務の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる旅費及び郵送料等は、消費税等相当額を除算して積算する必要があったが、これを含めた金額にさらに消費税等相当額を加算したため、契約金額が割高となっているものがあった。
- (ケ) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定において、対象とする諸経費の額を誤ったことから、最低制限価格を低く算定しているものがあった。
- (コ) 暖房業務委託契約において、業務内容の変更に伴う契約金額の変更に当たり、業務量を誤って積算したため、契約金額が割高となっているものがあった。

- (4) ダム発電所保安管理業務委託契約において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、再委託に当たって、この手続を行っていないものがあった。
- (5) 庁舎等清掃業務委託契約において、委託料の支出は、清掃作業結果を記載した作業日誌などで履行確認後に行う必要があるが、庁舎清掃のうち年2回行う定期清掃の一部や特別清掃について、これに係る履行確認を行わないまま委託料を支出しているものがあった。
- (6) 出先機関等清掃業務委託契約の履行確認については、清掃作業結果を記載した業務報告書などで行う必要があるが、業務報告書の内容があらかじめ提示した内容と異なっているにもかかわらず、これを受理し、履行確認したとしているものがあった。
- (7) 校舎等環境整備業務の委託契約の履行確認については、作業終了後に受託者が委託学校長に提出した業務報告書により業務担当者が行うこととなっているが、業務報告書に定期的業務等について実施内容が報告されていないにもかかわらず、これに係る履行を確認したとして、教育局長に報告しているものがあった。

《検討事項》

- (7) 精神障害者地域生活支援事業委託業務の執行において、受託者の人件費に係る年間積算時間数と実績の時間数が大幅にかい離していると認められることから、委託料の適切な積算方法や精算方法等について、検討する必要がある。
(保健福祉部に対する検討事項)
- (4) 緊急再就職訓練に係る委託業務の積算において、学生1人1月当たりの訓練実施経費は、個々の経費を積み上げて定めることとされているが、各学院においては、講師手当等の単価に積算根拠が明確でないものを用いたり、積算額に特段の理由もなく加算を行うなどして、当該訓練実施経費を要領の定める上限額としていることから、適正な積算のあり方について、検討する必要がある。
(経済部に対する検討事項)

ウ その他の契約

《指摘事項》

- (7) 物品の賃貸借契約において、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、入札等執行日及び契約締結日は、翌年度の歳出予算の配当予定額を含む予算案が議会に提案される予定日以後としなければならないが、それ以前に入札等を執行し契約を締結しているものが、7件、391万1,852円あった。
(渡島総合振興局)
- (4) 自動車燃料の単価契約等に係る一般競争入札の執行において、入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札などは無効としなければならないが、有効な入札と認められるものを無効としているものがあった。
(十勝総合振興局)

《指導事項》

- (7) 賃貸借契約等の一般競争入札の資格の公示において、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと、申請しようとする月の初日において引き続き1年以上その事業を営んでいること及び暴力団関係事業者等でないこと等の参加資格要件を定めているが、これらを証する書面の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあつた。
- (イ) 物品の購入に係る納品検査に当たっては、検査員を指定し履行確認の検査を行わなければならないが、検査員が納品検査をせずに検査調書を作成しているものがあつた。
- (ウ) 物品の購入や物品修繕の納品検査において、検査員が履行確認のため検査を完了したときは、物品購入決定書等の所定の欄に、検査年月日を記載し、実際に検査を行った検査員が記名、押印することとされているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものや事実と異なる日付を記載しているものがあつた。
- (エ) 外壁補修工事に係る予定価格の積算において、外壁材の処分費単価を誤ったことから、契約金額が割高となっているものがあつた。
また、取り壊した外壁材を廃棄物として搬出する前に工事完了検査を行っているものがあつた。
- (オ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた付属品の新品への交換が行われていないものがあつた。
- (カ) 物品の修繕において、定期検査を完了した車両については、納品書を徴して、履行確認のための検査を行い、当該車両の引渡しを受けなければならないが、検査を行う前に、自動車運転命令により当該車両を使用させているものがあつた。
- (キ) バスの借上げに係る予定価格の積算において、適用する単価を誤ったことから、予定価格が過少となっているものがあつた。

(5) 財産に係る事項

ア 公有財産

《指導事項》

- (7) 第一種普通財産の使用の承認を行うときは、あらかじめ、第一種普通財産使用承認申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を承認しなければならないが、使用開始後に提出された申請書に基づき承認したことから、貸付料の収納を遅延しているものがあった。
- (4) 自動販売機設置に係る教育財産の賃貸借契約に伴う電気料については、計量器による算定の都度、調定書により調定し、納入通知書を作成の上、借主に送付し徴収しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (5) 複写機の設置に係る教育財産の使用許可に伴う加算料金の徴収において、機器使用電力量の算定に当たり、消費電力量や複写時間等を誤ったことから、過少となっているものがあった。
- (1) 教育財産の使用許可において、高等学校の体育館を他の団体へ使用させているが、当該使用に係る許可手続が行われていないことから、加算料金を徴していないものがあった。

《検討事項》

教育財産の使用許可において、売店の経営を行うため使用を許可する場合の使用料については、施設利用対象者が限られる等の理由により、その営業環境を勘案する必要があるときは、減額又は免除することができることとされているが、損益計算書を徴していないものなど相手方から提出された書類の内容を十分確認しないまま免除の決定を行っているものなどがあることから、免除等の決定における事務取扱方法を明確にするよう、検討する必要がある。

(教育庁に対する検討事項)

イ 物品

《指摘事項》

- (7) 公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用として、6部局で10件、114万5,449円の支出があった。

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	55,272
胆 振 総 合 振 興 局	1	89,806
渡 島 総 合 振 興 局	1	385,911
警 察 本 部	2	196,560
中 央 警 察 署	3	250,740
西 警 察 署	2	167,160
計	10	1,145,449

- (4) 工事発生材の亡失により、2部局で2件、28万9,100円相当の損失があった。
(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	1	183,600
釧 路 総 合 振 興 局	1	105,500
計	2	289,100

《指導事項》

- (7) 物品の管理において、委託契約に係る業務処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のうち、当該成果品の性質上物品として管理する必要があるものについては、生産物として受入決定を行い、物品として管理することとされているが、成果品として提出されたパンフレット等について、この事務を行っていないものがあった。
- (4) 物品管理者は、道の委託契約に基づき、契約の相手方に対し物品を供与しようとするときは、物品払出決定書により当該物品の払出しの決定等を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。
- (5) 道の使用のため借り入れた物品については、道有備品に準じて管理をすることとなっているが、受入決定等の管理事務を行っていないものがあった。
また、当該物品を業務委託契約に基づき受託者に供与しているが、払出決定等の供与事務を行っていないものがあった。
- (E) 物品を売り払うときは、物品の不用決定をし、物品売払決定書を作成しなければならないが、これらを行わずに売り払っているものがあった。
- (オ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便はがきについて、これを行っていないものがあった。
- (カ) 公用車のホイールキャップを紛失し、新たに購入しているものがあった。
- (キ) 公用車の管理において、運転者は、運行終了後は自動車を点検し、管理等を行う職員は常に良好な状態で保管しなければならないが、損傷があった時点で報告がされておらず、リース車両の契約期間終了直前まで損傷の状況を把握していなかったことから、返却に際し多額の修繕費用を支出しているものがあった。
- (ク) 危険薬品について、管理換又は保管換により適切な処理をすることができないと認めるときは、物品不用決定書によりその不用の決定をするものとされているが、これを行っていないものがあった。
- (ケ) 劇物の管理において、毒劇物等の物品使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、これを行っていないものがあった。
- (コ) 毒劇物の管理において、毒劇物等の物品使用者は、受払簿等を備え付けて当該毒劇物等の使用内容を明らかにしておくこととされているが、設備維持管理に用いる薬剤のうち劇物に該当するものについて、これを行っていないものがあった。

(6) 工事（技術）に係る事項

ア 計画

《指摘事項》

道路改良工事において、車両の路外逸脱を防止する防護柵は、道路の供用開始前に施工する必要があるが、ガードケーブルの支柱のみを設置し、次年度にケーブルを設置することとして、供用を開始していることから、通行車両が路外へ逸脱する危険があり、防護柵の施工時期が不適切であった。（空知総合振興局）

イ 設計

《指摘事項》

河川改修工事において、河川断面の設計に当たり、掘削深さは、河川管理施設等構造令に基づき、橋脚基礎の上面以上で設計しなければならないが、改修工事区間に架かっている国道橋の構造等による設計条件の検討を行わず、橋脚基礎の上面より下で設計していた。（十勝総合振興局）

ウ 積算

《指摘事項》

(7) 道路工事において、橋梁下部工の積算に当たり、土砂を掘削し、埋戻す場合には、仮置きが可能な場所までの往復運搬費等を計上しなければならないが、これを計上しなかったことから、設計金額が1,598万1,000円過少となっていた。（釧路総合振興局）

(4) 河川工事において、水路工の積算に当たり、コンクリート製トラフの単価で積算しなければならないところ、土中埋設用のコンクリート製函渠の単価で積算したため、設計金額が908万2,500円過大となっており、契約金額が53万3,500円割高となっていた。（上川総合振興局）

(ウ) 治山工事において、土工の積算に当たり、法切工と土留工に係る切土量及び盛土量を一部重複して計上したことや防砂マットの数量を必要以上に算定したため、設計金額が18万9,000円過大となっており、契約金額が15万6,450円割高となっていた。（後志総合振興局）

《指導事項》

(7) 農地整備工事において、用水路の盛土法面整形費の積算に当たり、新たな盛土の法面部を削り取って整形する場合は、削り取り整形歩掛りにより積算しなければならないが、既存の盛土に土を張り付けて法面部を整形する歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。

(4) 道路改良工事において、工作物の積算に当たり、必要な土砂掘削費や土砂埋戻し費を計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。

(ウ) 道路改良工事において、凍上抑制層^{注)}の積算に当たり、コンクリート再生骨材で積算していたが、再生骨材の供給量が確保できないため設計変更する場合は、天然骨材のうち最も経済的なもので変更しなければならないところ、高価な切込砂利で積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。

注) 凍上抑制層とは、凍結防止のために、路床を凍上を起こしにくい材料で置き換えした部分のこと。

- (I) 漁港整備工事において、浚渫土砂^{注)}に固化剤を混合する積算に当たり、適用できる歩掛りがない場合には、見積書を徴するなどにより新たな歩掛りを策定しなければならないが、これを行わず、施工内容と異なる安定処理工の歩掛りで積算しているものがあった。
- 注) 浚渫土砂とは、港湾・河川等の底面に堆積した土砂等をさらって取り去った土砂のこと。
- (オ) 急傾斜地の災害防止工事において、斜面の土砂掘削工の積算に当たり、土砂を全て人力で掘削する積算としていたが、一部の土砂は斜面上部から機械による掘削が可能であったため、設計金額が過大となっているものがあった。
- (カ) 砂防工事において、矢板打込み費の積算に当たり、矢板を河川の兩岸それぞれで打込む場合は、矢板圧入引抜機の据付解体回数を2回としなければならないが、1回としたため、設計金額が過少となっているものがあった。
- (キ) 道路改良工事において、舗装工の積算に当たり、車道の舗装幅は1.4mであり、かつ機械施工が可能であることから、機械施工の歩掛りを適用しなければならないところ、誤って人力施工の歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- (ク) 農地整備工事において、用水路の土工の積算に当たり、掘削残土の一部は次年度以降の整地工に使用することとして、用水路横に仮置きしていたが、必要のない残土処理のためのダンプトラックによる運搬費を計上したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- (ケ) 草地整備工事において、牛舎及び堆肥舎の積算に当たり、仮設電力費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って積み上げ加算したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- (コ) 砂防工事において、鋼製枠えん堤工の積算に当たり、鋼製の枠組の中に石材を詰める施工費は、現場発生土砂から選別した100～300mmの玉石を詰め石として流用していることから、見積りを徴し、新たな歩掛りを策定して積算しなければならないが、詰め石の寸法が150～300mm程度の石材を用いる標準歩掛で積算しているものがあった。
- (サ) 河川工事において、仮設工の積算に当たり、仮締切り^{注1)}に使用する大型土のうの数量は、2段積みの設計に対応する個数としなければならないが、1段積みの個数により積算したため、設計金額が過少となっているものがあった。
- また、土砂運搬費の積算に当たり、運搬距離が短いことなどから、運搬車両に不整地運搬車^{注2)}を使用する運搬として積算しなければならないが、ダンプトラックによる運搬として積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- 注1) 仮締切りとは、河川など水中に構造物を造るときに、内部を排水するために、壁等で仕切って囲む仮設工のこと。
- 注2) 不整地運搬車とは、不整地で荷物等を運搬するための特殊車両のこと。
- (シ) 客土工事において、客入土を敷均しする放下整理工の積算に当たり、客入土を幅4m、厚さ50cmの帯状に盛り均したのちに分散する場合は、標準歩掛りと施工条件が異なることから、見積りを徴するなどして新たに歩掛りを策定して積算しなければならないが、ダンプトラックで小山状態に放下した客土を均等に分散する歩掛りで積算しているものがあった。

- (ヌ) 農業排水路工事において、多自然型護岸工の積算に当たり、護岸面積等の数量は実延長により算出しなければならないが、工事起点と終点の測点の差を積算延長として算出したため、設計金額が過大となっているものがあつた。
- (ト) 河川改修工事において、土砂運搬工の積算に当たり、ダンプトラックによる運搬費は、現場条件に応じて、運搬距離が0.3 km以下の砂利道等に適用する歩掛りで積算しなければならないが、誤って0.5 km以下の舗装道路等に適用する歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。
- (チ) 河川工事において、締切り工の積算に当たり、鋼矢板を打込み、引抜くための圧入引抜機の据付解体回数は、打込み時と引抜き時の2回としなければならないが、誤って4回としたため、設計金額が過大となっているものがあつた。
また、大型土のうを製作した場所から設置場所へ運搬する運搬車に積込む費用は、見積りを徴して策定した単価などで積算しなければならないが、土のうを据付ける歩掛りで積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。

エ 施工

《指摘事項》

農業用水管路工事において、掘削して配水管を敷設するに当たり、掘削法面が、土質に応じた標準の床堀勾配より急な場合は、地山が崩壊するおそれがあるため、作業員を溝内に立入らせてはならないが、作業員を立入らせており、作業員に対する安全管理が不適切であつた。(上川総合振興局)

《指導事項》

- (7) 道路改良工事において、横断排水路のふとんかごの施工に当たり、中詰材は、網目より大きな15～25 cmの石材を使用しなければならないが、10～15 cmの石材を使用しており、網目より小さい一部の石材が流出するおそれがあつた。
- (イ) 道路改良工事において、海岸に設置する消波ブロックの施工に当たり、ブロック設置面の高さが設計図書と一致しない場合は、工事監督員の確認を求めなければならないが、これを行わず施工したことから、ブロック設置面が高い区間で、消波ブロックが出来形管理基準を超えた高さで設置されており、出来形の一部に適切でないものがあつた。
- (ウ) 治山工事において、魚道工の施工に当たり、足場には、作業員の墜落を防止するための交さ筋交い^{注1)}及び幅木^{注2)}を設置しなければならないが、一部に設置しておらず、足場工の安全管理が不十分なものがあつた。

注1) 筋交いとは、足場の支柱の間に斜めに入れて足場の構造を補強する部材のこと。

注2) 幅木とは、足場の通路の隙間からの墜落事故や物の落下事故を防止するために通路の両側に設置する板等の部材のこと。

オ 事務処理

《指導事項》

- (7) 道路防災工事において、私有地を消波ブロック製作・保管ヤードとして施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないものがあった。
- (4) 農業用水路工事において、市道に横断函渠を埋設するに当たり、道路法に基づいて、道路管理者に申請を行い、道路の占用にかかる許可を受けるべきところ、必要な手続を行っていないものがあった。
- (5) 河川改修工事において、私有地を工事用仮設道路として施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わして、その使用条件等を特記仕様書に明示する必要があるが、これを行っていないものがあった。
- (1) 農地海岸保全工事において、作業船への離岸堤ブロックの積込ヤードとして使用するため、道が管理する漁港区域等に盛土等を行うに当たっては、あらかじめ管理者に協議しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (オ) 漁港整備工事において、私有地を被覆ブロック製作・保管ヤードとして施工者に使用させるに当たり、あらかじめ地権者と土地借用に関する書面を取り交わす必要があったが、これを行っていないものがあった。
- (カ) 漁港整備工事において、コンクリートブロックを製作後、海岸に据付けるに当たり、施工部分が水中に没することにより、完成検査時に行う出来形、品質の確認が著しく困難となるため、ブロック据付け前に中間検査を実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (キ) 橋梁補修工事において、橋脚補修工を施工するため、道が管理する漁港区域内の水域に仮栈橋を設置し、漁港施設に敷鉄板を敷設するに当たっては、あらかじめ漁港管理者に協議等しなければならないが、これを行っていないものがあった。

カ その他

《指導事項》

- (7) 道路改良工事において、すき取り土等を、仮置ヤードに保管するに当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があり、また、当該工事で利用できない場合のすき取り土は、関係市町村との協議が必要であったが、これらを行っておらず管理が適切でないものがあった。
- (4) 道路改良工事において、すき取り土等を、仮置ヤードに一時保管するに当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があったが、これを行っておらず管理が適切でないものがあった。
- (5) 河川改修工事において、再使用ができない既設の連節ブロックの一部をかごマットの中詰め材に再生利用する場合、連結線とブロックに分別解体するための取外し費用を計上するとともに、特記仕様書に連結線の処理方法を明示する必要があるが、これらを行っていないものがあった。

- (イ) 農道改良工事において、路盤工の設計に当たり、現場から40km以内に再資源化施設がある場合は、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、再資源化施設による供給の可否にかかわらず、路盤材料等にコンクリート再生骨材を使用することとされているが、天然骨材を使用することとしているものがあつた。
- (オ) 河川改修工事において、建設発生土については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国等の機関で構成する地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整等を図ることとされているが、これを行わずに処分しているものがあつた。

《検討事項》

道路工事において、工事で発生する建設発生土については、建設管理部内での利用を積極的に行い、建設管理部内で調整できないものは、国、道などの機関で構成される地域建設副産物対策連絡協議会での利用の調整を図ることとされているが、これを行っていないものが複数見受けられた。

建設部では、協議会での利用の調整等について、建設管理部へ通知してきたが、部内における協議会との連絡調整や情報の登録に関する仕組みが不十分であることから、仕組みに関する適切な取扱いについて、検討する必要がある。

(建設部に対する検討事項)

6 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、「北海道競馬推進プラン」に基づき、インターネット発売や共同馬券発売システムの運用などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めているところであるが、収支の差引き不足額が3億9,206万円となっており、累計の借入金も242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営の改善を図る必要がある。

(農政部)

(単位：千円)

収入額 ①		支出額 ②		収支額 (①-②)	
13,748,114		14,140,181		△392,067	
勝馬投票券収入	11,999,872	法定経費等	10,020,743	翌年度歳入の繰上充用額	392,067
業務協力金	1,316,924	開催経費	3,879,078		
その他	431,318	繰上充用金	240,360		
				一般財源借入金累計額	24,243,752
				(当該年度分)	(0)

7 交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車の交通事故

道では、道民一丸となって交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、公用車はもちろんのこと、自家用車の運転についても、安全運転や事故防止について注意を喚起するとともに、職場研修などの取組を行っているが、平成24年度においても、公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、164件、5,474万8,513円の支出があり、また、全損により公用車2台（残存価格151万8,251円）の廃車があった。

《指摘事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、100万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、5部局で129件、4,502万5,602円の支出があった。

また、全損により、2部局で2件、残存価格151万8,251円の廃車があった。

なお、これらの交通事故のうち、リース車両の事故において、契約の相手方との十分な協議や費用の検討を行わずに、同車両の残存価格を超える金額で修繕を行ったものが、1部局で1件あった。
(上川総合振興局)

《指導事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、13部局で35件、972万2,911円の支出があった。

【賠償金及び修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
《指摘事項》賠償金等が1件、100万円以上		
石 狩 振 興 局	4	1,557,998
上 川 総 合 振 興 局	6	3,914,076
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	7	1,287,443
釧 路 総 合 振 興 局	3	1,460,695
警 察 本 部	109	36,805,390
計	129	45,025,602
《指導事項》賠償金等が1件、10万円以上		
総 合 振 興 局 等 全 13 部 局	35	9,722,911
合 計	164	54,748,513

※ 警察本部については、本部のほか、各方面本部及び各警察署を含む。

【全損により廃車した公用車の残存価格の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	事項数	金 額
石 狩 振 興 局	1	493,500
オ ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	1	1,024,751
計	2	1,518,251

※ 全損により廃車した公用車の残存価格を算定したものであり、支出を伴ったものではない。

(2) その他行政事故等

《指摘事項》

- ア 高等学校柔道部の合同合宿での練習試合において、傷害事故が発生し、賠償金として、1件、1億3,931万8,808円の支出があった。(教育庁)
- イ 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、6件、1,419万8,485円の支出があった。(警察本部)
- ウ 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、5件、205万5,205円の支出があった。(警察本部)

《指導事項》

- ア 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。
- イ 漁港道路の排水溝の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。
- ウ 河川の管理瑕疵により物損事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。
- エ 共通乗車券(タクシーチケット)の亡失事故が発生し、券片1枚を紛失しているものがあった。
- オ 灯油漏洩事故が発生し、処理費用等の損害があった。

8 その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

- (1) 公衆浴場営業不許可処分に係る損害賠償請求があり、示談の結果、賠償金として、1件、2,657万2,967円の支出があった。(保健福祉部)
- (2) 身体障害者手帳の交付において、身体障害者手帳発行システムの不具合を認識していたにもかかわらず、長期間、改善を行うなどの必要な措置を行わず、誤った障害種別で認定した身体障害者手帳を交付したため、相手方に損害が生じ、賠償金として、5件、4万5,610円の支出があった。(保健福祉部)
- (3) 単価契約を行う専決権限を有する職については、空知総合振興局事務決裁細則で定められているが、複写機の保守サービス等に係る単価契約に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。(空知総合振興局)
- (4) 証人等に旅行を依頼し、及び証人等に支給する旅費を承認する権限を有する職については、留萌振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、2件あった。(留萌振興局)
- (5) 臨時職員を任用する権限を有する者については、オホーツク総合振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものが、3件あった。(オホーツク総合振興局)

- (6) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額等については、オホーツク総合振興局事務決裁細則で定められているが、議会の議決を要する契約に係る支出負担行為などに関して、権限を有しない者が専決しているものが、2件あった。
(オホーツク総合振興局)
- (7) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額については、十勝総合振興局事務決裁細則で定められているが、公有財産の取得に係る支出負担行為に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。
(十勝総合振興局)
- (8) 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額については、北海道立漁業研修所事務決裁細則で定められているが、負担金や役務費の支出に関して、権限を有しない者が専決しているものがあった。
(漁業研修所)

《指導事項》

- (1) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、翌月末日までに、会計管理者に提出しなければならないが、これを作成していないものがあった。
- (2) 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていないものがあった。

《検討事項》

道立養護学校分校教頭の支出負担行為に関する権限については、各養護学校の策定した分校教頭専決規程等において定めることとしているが、教育庁において、道立養護学校分校における財務事務等の取扱いを変更しておらず、各分校では、当該規程等に定めがないにもかかわらず、分校教頭が、需用費や役務費等の支出に関して、専決していることから、分校教頭の専決規程のあり方について、検討する必要がある。
(教育庁に対する検討事項)

9 基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様

平成23年度定期監査において、基本的な経理事務に係る指摘事項等が多く見受けられたことから、道では財務事務の執行確立に向けて、職員の意識改革や事務処理能力の向上、管理監督職員の内部牽制機能の強化を図るなどの取組を行っているが、平成24年度定期監査においても、平成23年度と同様に、決定書を作成しないで契約しているもの、権限のない者が専決しているものなど、依然として基本的な経理事務において、指摘事項等が多く見受けられる結果となった。

区分	指摘事項等の態様	件数		
		H23	H24	増減
予算	・年度開始前に契約締結決定や契約締結を行っているもの	5		△ 5
	・年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているもの	4		△ 4
収入	・督促状を発付していないもの、遅延しているもの	5	1	△ 4
	・納付書を送付していないもの、遅延しているもの	2		△ 2
	・収入取扱員の日常検査が不適切なもの	5		△ 5
	・建物使用料等の調定が遅延しているもの	4	1	△ 3
	・会計年度所属区分を誤って調定しているもの		1	1
	・調定を行わず納入通知書を送付しているもの		1	1
支出	・時間外勤務手当が過払い又は未支給となっているもの	20	20	0
	・物品購入代金等の支出が遅延しているもの	5	8	3
	・決定書を作成しないで契約しているもの	5	11	6
契約	入札に関するもの	29	9	△ 20
	・契約保証金等を免除要件に該当しないのに免除しているもの	16	5	△ 11
	・入札参加資格要件審査が適切でないもの	6	4	△ 2
	・入札参加資格要件を誤って告示しているもの	4		△ 4
	・入札参加資格の公示を行っていないもの	3		△ 3
	公募型プロポーザル方式の参加資格要件が適切でないもの	3	3	0
	予定価格に関するもの	12	10	△ 2
	・予定価格の積算が不適切なもの	7	6	△ 1
	・予定価格の根拠が不明確なもの	1	3	2
	・予定価格調書の作成を誤っているもの、作成していないもの	2	1	△ 1
	・予定価格調書を差し替えているもの	1		△ 1
	・予定価格を決定していないもの	1		△ 1
	契約の成立に関するもの	8	5	△ 3
	・無権代理人が提出した入札書等を有効としているもの	3		△ 3
	・失格とすべき者を落札者としているもの	1		△ 1
	・落札者とすべき者を失格としているもの	1	3	2
	・無効である見積書を有効としているもの	1		△ 1
	・無効な見積書を受理し契約を締結しているもの	1		△ 1
	・見積書を差し替えているもの	1		△ 1
	・有効な入札書を無効としているもの		1	1
	・契約保証金の納付前に契約を締結しているもの		1	1
	検査に関するもの	6	7	1
	・納品検査を行っていないもの	2		△ 2
・検査員や検査年月日が事実と異なるもの	1	4	3	
・工事完成検査が遅延しているもの	1		△ 1	
・検査員に指定された者以外の者が検査を行っているもの	1	1	0	
・検査員の指定が不適切なもの	1		△ 1	
・完了検査を翌年度に行っているもの		2	2	
財産	・使用料等の算定が誤っているもの、徴収していないもの	3	2	△ 1
	薬品の管理に関するもの	6	2	△ 4
	・薬品の管理が不適切なもの	5	2	△ 3
	・亡失した薬品等に対して適切な対応を行っていないもの	1		△ 1
その他	・権限のない者が専決しているもの	12	6	△ 6
	・会計員等を任命していないもの	4		△ 4
合計		138	87	△ 51

注 1 「指摘事項等の態様」は、基本的な経理事務の主なものであり、工事（技術）に係る事項は除いている。
 2 指摘事項及び指導事項に係るものについて記載しており、「件数」は、1件の指摘事項等でも、複数の項目にわたるものについては、それぞれ該当する項目に記載している。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成22年度から平成24年度までの予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24
予 算					1						1	
収 入				2	1	1				2	1	1
支 出	2	1	1	4	1	3	2		1	8	2	5
契 約	5	6	1	5	7	2	1			11	13	3
財 産	3	1	1	2	2	3	1			6	3	4
工事(技術)					1						1	
経 営 管 理	2	2	2							2	2	2
そ の 他		2	1	2	2	2				2	4	3
計	12	12	6	15	15	11	4		1	31	27	18

(2) 平成24年度の件数内訳

平成24年度における監査の結果、公営企業会計に係る9部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認めた部局は2部局、是正又は改善を求めた部局は7部局であり、予算等の各項目ごとに区分した、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入			1	1
支 出	1	3	1	5
旅費	1	1	1	3
委託料			1	1
使用料及び賃借料			1	1
契 約	1	2		3
委託契約	1	1		2
その他の契約		1		1
財 産	1	3		4
固定資産		2		2
物品	1	1		2
経 営 管 理	2			2
そ の 他	1	2		3
計	6	11	1	18

(3) 指摘事項に係る部局別の件数

公営企業会計に係る9部局のうち、是正又は改善を求めた指摘事項のある4部局に係る予算等の項目ごとの内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指 摘 事 項								
	予算	収入	支出	契約	財産	工事(技術)	経営管理	その他	計
保健福祉部(病院事業会計)							1		1
羽幌病院			1						1
子ども総合医療・療育センター				1	1			1	3
企業局(工業用水道事業会計)							1		1
計			1	1	1		2	1	6

2 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

(1) 収入に係る事項

《指導事項》

医業未収金について、滞納金を指定期限後に収納したときには、延滞金の仮調定を行い、未収金整理簿に確定年月日及び確定額を記入することとされているが、これが行われていないものがあった。

(2) 支出に係る事項

ア 旅費

《指摘事項》

赴任旅費の支給において、扶養親族でない者を扶養親族移転料の支給対象としたことから、過払いとなっているものが、1件、11万7,106円あった。

また、赴任者と扶養親族が1台の自動車を使用し赴任に伴う旅行を行った場合、扶養親族移転料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1件、9,910円あった。(羽幌病院)

《指導事項》

赴任旅費の支出において、特段の理由もなく支出事務が遅延しているものがあった。

《検討事項》

診療業務応援に伴う医師等の旅費の調整については、宿泊施設等を利用した場合、宿泊料を徴するか否かにかかわらず、滞在日数により日額が一律に定められているが、宿泊料を徴しない医師宿舎を利用した場合と宿泊料を徴する宿泊施設等を利用した場合において同じ日額を支給することは、旅費の支給の適正性や公平性が十分に確保されているとは言えないことから、旅費の調整方法について、検討する必要がある。(保健福祉部に対する検討事項)

イ 委託料

《指導事項》

除排雪業務委託の支払において、委託期間の最終月における稼働時間に端数が生じた場合は、30分以上の場合は1時間としなければならないが、これを行わなかったことから、未払いとなっているものがあった。

ウ 使用料及び賃借料

《指導事項》

共通乗車券の管理において、乗車券を管理する取扱責任者は、原則として総括担当主査又は代表係長とされており、乗車券管理者は、あらかじめ一般決定書で取扱責任者の職・氏名を指定しなければならないが、この指定を行っていないものがあった。

(3) 契約に係る事項

ア 委託契約

《指摘事項》

産業廃棄物収集運搬処分業務に係る入札の執行において、単価の一部について予定価格を超えて契約を締結していた。

また、検査試薬の単価契約において、見積書に記載された金額と異なる金額で契約を締結しているものがあつた。

さらに、衛生材料の単価契約に係る予定価格調書の作成において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格とし、また、予定価格を超えて契約を締結していた。

(子ども総合医療・療育センター)

《指導事項》

予定価格調書を作成する契約の起工決定書等においては、積算書等における積算・設計金額の決定について、起工決定書等とは別に行い、起工決定書等の決裁に当たっては、積算書等を添付しないこととされているが、これらが行われていないものがあつた。

イ その他の契約

《指導事項》

寝具類の賃貸借契約に係る一般競争入札の告示において、消費税及び地方消費税を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の提出を求めることなく資格審査を行っているものがあつた。

また、寝具類の納品があつた場合には、検査を行わなければならないこととされているが、これを行っていないものがあつた。

(4) 財産に係る事項

ア 固定資産等

《指導事項》

(7) 固定資産の管理において、事業資産である病院庁舎の使用を許可したときは、固定資産使用許可簿を備えなければならないが、これを作成していないものがあった。

また、公宅を借り上げたときは、借上公宅台帳を備えなければならないが、これを作成していないものがあった。

(4) 固定資産である器械備品において、会計管理者は、随時その現況を調査し維持、保存状況等や固定資産台帳等と符合しているかなどに注意しなければならないが、更新を目的とした器械備品の購入に当たり、既存品を固定資産台帳等に登載していなかったことから、不用の決定をするなどの所定の手続を行うことなく廃棄しているものがあった。

イ 物品

《指摘事項》

棚卸資産を購入する場合は、その内容を記載した決議書により行わなければならないが、これを作成することなく購入しているものが、37件、105万2,093円あった。

また、購入の中止及び数量の変更に伴う決議書の変更を行っていないものや、単価契約の契約単価が変更されたのに変更前の単価により決議しているものがあった。

さらに、棚卸資産を購入したときは、検査員が検収しなければならないが、これを行っていないものがあった。
(子ども総合医療・療育センター)

《指導事項》

貯蔵品の棚卸経理においては、貯蔵品受払簿と、これと関係のある他の帳簿とを照合し、正確な残高の確認に努めなければならないが、平成23年期末に行った棚卸表と貯蔵品受払簿の貯蔵品の残高が相違しているものがあった。

3 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

(1) 病院事業の経営については、当年度の純損失が13億1,203万9,464円となっており、累積欠損金は723億2,128万9,500円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。
(保健福祉部)

(2) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が5,654万3,556円と2年連続の黒字決算となったところであるが、なお累積欠損金は201億1,907万6,855円と多額となるなど、厳しい経営状況にある。

このため、経営健全化計画の数値目標である経常収支比率の維持・確保に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。
(企業局)

4 交通事故等が発生しているもの

(1) 公用車の交通事故

《指導事項》

賠償金及び修繕費用等が1件、10万円以上の支出があるもの

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1部局で1件、40万1,282円の支出があった。

(2) その他行政事故等

《指摘事項》

医療事故が発生し、和解金として、1件、300万円の支出があった。

(子ども総合医療・療育センター)

5 その他是正又は改善を求めたもの

《指導事項》

医療機器装置の賃貸借契約において、債務の確定したもので年度末までに支払できない経費は未払計上しなければならないが、これを行っていないものがあった。

6 基本的な経理事務に係る指摘事項等の態様

平成23年度定期監査において、基本的な経理事務に係る指摘事項等が見受けられたことから、道では管理監督職員による内部牽制機能の強化を図るなどの取組を行っているが、固定資産の管理に関するものなど、依然として基本的な経理事務において、指摘事項等が見受けられる結果となった。

区分	指摘事項等の態様	件数		
		H23	H24	増減
収入	・未収金の事務処理が不適切なもの		1	1
支出	・物品購入の手続きを行っていないもの		1	1
契約	入札に関するもの	1	1	0
	・契約保証金等を免除要件に該当しないのに免除しているもの	1		△ 1
	・入札参加資格要件審査が適切でないもの		1	1
	予定価格に関するもの	1	1	0
	・予定価格の積算が不適切なもの	1		△ 1
	・予定価格の根拠が不明確なもの		1	1
	契約の成立に関するもの	3		△ 3
	・無権代理人が提出した入札書等を有効としているもの	1		△ 1
	・失格とすべき者を落札者としているもの	1		△ 1
	・無効である見積書を有効としているもの	1		△ 1
検査に関すること	検査に関すること	3	2	△ 1
	・納品検査を行っていないもの	1	2	1
	・検査員が事実と異なるもの	2		△ 2
財産	・固定資産台帳等の管理が不適切なもの	1	2	1
その他	・権限のない者が専決しているもの	1		△ 1
合計		10	8	△ 2

注 1 「指摘事項等の態様」は、基本的な経理事務の主なものであり、工事（技術）に係る事項は除いている。

注 2 指摘事項及び指導事項に係るものについて記載しており、「件数」は、1件の指摘事項等でも、複数の項目にわたるものについては、それぞれ該当する項目に記載している。